

地質調査業務委託仕様書

調査仕様書

I. 調査概要

- 業務委託名 温水プール改築工事地質調査業務委託
- 調査場所 四日市市 昌栄町 地内
- 調査項目 地質調査

II. 調査仕様

- 図面及び仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「敷地調査共通仕様書」(令和4年改定)による。
- 特記仕様
 - 施設利用者、施設管理者の安全に配慮すること。
 - 調査計画及び報告書の作成にあたっては、その内容について委託者及び別途発注である設計委託業務受託者と協議すること。
 - ボーリング調査を行う場所は調査時、仮囲い(ガードフェンスH1.8)にて3.6m四方を囲むこと。また、機材搬入時には適切な養生等を行うこと。
 - 調査用の水は受託者において確保するものとする。
 - 調査によってアスファルト舗装等を損傷した場合は、受託者にて補修すること。
- 調査場所の土質

土質区分	粘性土・シルト	砂・砂質土	礫混じり土砂	固結シルト・固結粘土
割合	60%	28%	12%	0%

※ボーリング調査により、上記土質割合に変更を生じた場合は契約変更について協議を行うこととする。

第1章 一般共通事項

1. 成果品その他(1.5.1)

提出部数 2部(1部A4版製本、1部A4版ファイル綴じ)

- 報告書
- 記録写真

区分	分類	規格	撮影箇所数	部数
・ 敷地内	カラー	サーベス版	箇所	部
・ 敷地周囲	〃	〃	箇所	部
○ ベンチマーク	〃	〃	必要 1箇所	*2部
○ 土質試料	〃	〃	必要 2箇所	*2部
○ 試験状況	〃	〃	必要 2箇所	*2部
○ 検尺	〃	〃	必要 2箇所	*2部

- 柱状図の作成は、「ボーリング柱状図作成及びボーリングコア取扱い・保管要領(案)」(平成27年6月)Ⅱ土質ボーリングによる。
- 報告書には、「地質・土質調査成果電子納品要領」(平成28年10月)による成果品を添付する。
- 「地質・土質調査成果電子納品要領」に基づき、ボーリング柱状図及び土質試験結果一覧表のデータを作成し監督職員の承認を受けた後に、(一財)国土地盤情報センターに登録すること。

第2章 地盤調査

1. 一般事項(4.1.1)～(4.1.3)

2. 1. 1 適用範囲及び種別

(地盤調査)

(i) ボーリング

(ii) サンプリング

(iii) サウンディング

(iv) 地下水調査

(v) 載荷試験

(土質調査)

(i) 物理試験

(ii) 変形・強度試験

2. 1. 2 基準点

移動の恐れのない固定物

(注) 設置には、測量鋺を使用し、他と混同しないように保存する。

また、位置は提出図面に明記する。

2. ボーリング(4.2.1)～(4.2.3)

掘削工法、掘削長さ及び孔径

※ ロータリー式ボーリング

箇所数、深さ及び孔径は下表による。

掘削位置番号	掘削深さ(m)	掘削の孔径
No. 1	40	上部 26m ϕ 86、下部 14m ϕ 66
No. 2	40	ϕ 66

掘削孔の後処理 ※ 埋め戻す

3. サンプリング(4.3.1)～(4.3.5)

採取試料の品質、位置、深さは下表による。

掘削位置番号	採取試料の品質	深さ(m)
No. 1	乱れの少ない試料	16、26
No. 1	乱れた試料	1、3、8、11、12、15 18、20、22、25

4. サウンディング(4.4.1)～(4.5.5)

サウンディングの種別は下表による。

掘削位置番号	サウンディングの種別	深さ(m)
No. 1、2	標準貫入試験	1m 毎※
No. 1	孔内水平載荷試験	4

※サンプリング、孔内水平載荷試験の深度は除く

5. 地下水調査(4.5.1)～(4.5.5)

無水堀により地下水位測定を行う。

6. 物理試験

物理試験の種別は下表による。

区分	試験名称	試験箇所	備考
物理試験	土粒子の密度試験	別表による	
	含水比試験	別表による	
	粒度試験 (ふるい+沈降)	別表による	
	液性限界	別表による	
	塑性限界	別表による	
	細粒分含有率試験 (簡易粒度試験)	別表による	

7. 変形・強度試験

区分	試験名称	試験箇所	備考
変形・強度試験	一軸圧縮試験	別表による	1 採取箇所につき 2 個以上の供試験体について行うこと。
	圧密試験	別表による	

8. 掘削の中断及び終了の処置

下記のいずれかの場合には、ボーリングを中断又は終了し、監督職員に報告して指示を受ける。

- 1) 所定の深さに達した場合
- 2) 標準貫入試験において貫入不能となった場合、又は岩を確認した場合

9. 土質表示

(財)日本建設情報総合センター 土質調査用ボーリング柱状図様式による。

10. 総合考察

(4.14.2)によるほか、基礎設計に関する支持力計算及び液状化判定を含む具体的考察を行う。

11. 報告書その他(4.15.2)

報告書には、次の事項を記載する。

- (1) 調査項目及び調査方法
- (2) 付近の地形及び地盤概要
- (3) 敷地の状況、調査位置、基準点と調査位置の地盤高さの高低関係 (図示)
注) 東京湾平均海面 (T.P.) との関係を柱状図に記載すること。
- (4) ボーリングによる土質柱状図
- (5) 推定地層断面図
- (6) サウンディングの結果
- (7) 地下水調査の結果
- (8) 物理試験の結果
- (9) 変形・強度試験の結果
- (10) 総合考察

1 2. 土質標本 (4.15.3)

土質標本は、容器に密封し、調査孔毎に蓋付き箱に入れて1組提出する。容器は原則として直径4.5 cm程度、高さ9 cm程度のプラスチック製とする。
尚、コアボーリングの標本については、地層を乱さないこと。

第3章 その他

1. 暴力団等不当介入に関する事項

1. 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成20年四日市市告示第28号)第3条又は第4条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、契約を解除することがある。

2. 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 暴力団等による不当介入を受けた場合、次の義務を負うものとする。

- ・断固として拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。
- ・契約の履行において、不当介入を受けたことにより、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

(2) 上記の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止の措置を講ずる。

2. 個人情報取扱注意事項

(基本事項)

第1 この契約による業務の委託を受けた者(以下「乙」という。)は、この契約による業務を行うに当たり、個人情報(特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報をいう。)を含む。以下同じ。)を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(受託者の義務)

第2 乙及びこの契約による業務に従事している者又は従事していた者(以下「乙の従事者」という。)は、当該業務を行うに当たり、個人情報を取り扱うときは、四日市市個人情報保護条例(平成11年四日市市条例第25号。以下「条例」という。)第11条に規定する義務を負う。

2 乙は、この契約による業務において個人情報が適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。

(秘密の保持)

第3 乙及び乙の従事者は、この契約による業務を行うに当たって知り得た個人情報を当該業務を行うために必要な範囲を超えて使用し、又は他人に知らせてはならない。

2 乙は、乙の従事者が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するように必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正な管理)

第4 乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。

3 管理責任者は、個人情報を取り扱う業務の従事者を必要な者に限定し、これらの従事者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。

4 四日市市(以下「甲」という。)は、必要があると認めるときは、個人情報の管理状況等に関し、乙に対して報告を求め、又は乙の作業場所を実地に調査することができるものとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。

(収集の制限)

第5 乙及び乙の従事者は、この契約による業務を行うために、個人情報を収集するときは、当該業務を行うために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(再委託の禁止)

第6 乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、前項の承諾により再委託(下請を含む。以下同じ。)する場合は、再委託先における個人情報の適正な取り扱いのために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の場合において、乙は、再委託先と本注意事項に準じた個人情報の取り扱いに関する契約を交わすものとする。

(複写、複製の禁止)

第7 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による業務を行うに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等(以下「資料等」という。)を複写し、又は複製してはならない。

(持ち出しの禁止)

第8 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等(複写又は複製したものを含む。第9において同じ。)を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。

2 甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。

3 前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管又は管理し、漏えい、滅失及びき損の防止その他適切な管理を行わなければならない。

(資料等の返還)

第9 乙は、この契約による業務を行うに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等を、当該業務の終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合を除く。

2 前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。

(1)紙媒体 シュレッダーによる裁断

(2)電子媒体 データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破砕

3 乙は、第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせたときは、当該業務の終了後速やかに当該第三者から資料等を回収のうえ甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により、乙又は第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合を除く。

4 前項ただし書の規定により、第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合においては、乙は、当該資料等が廃棄、又は消去されたことを直接確認しなければならない。

(研修・教育の実施)

第10 乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による業務における個人情報の適正な取扱いに資するための研修・教育を行うものとする。

(罰則等の周知)

第11 乙は、条例第44条、第45条、第47条及び第48条に規定する罰則適用について、乙の従事者に周知するものとする。

(苦情の処理)

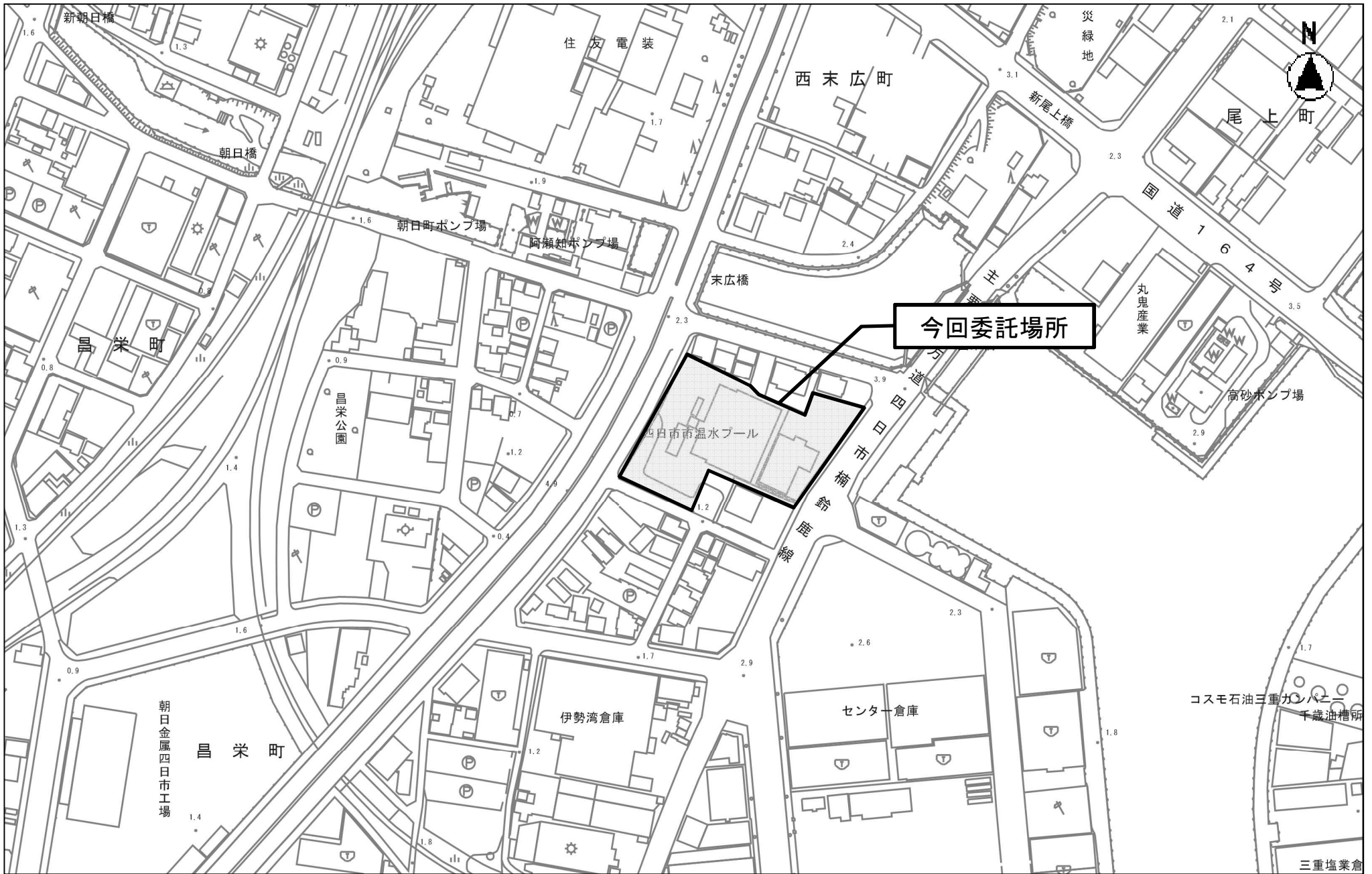
第12 乙は、この契約による業務を行うに当たって、個人情報の取扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

(事故発生時における報告)

第13 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

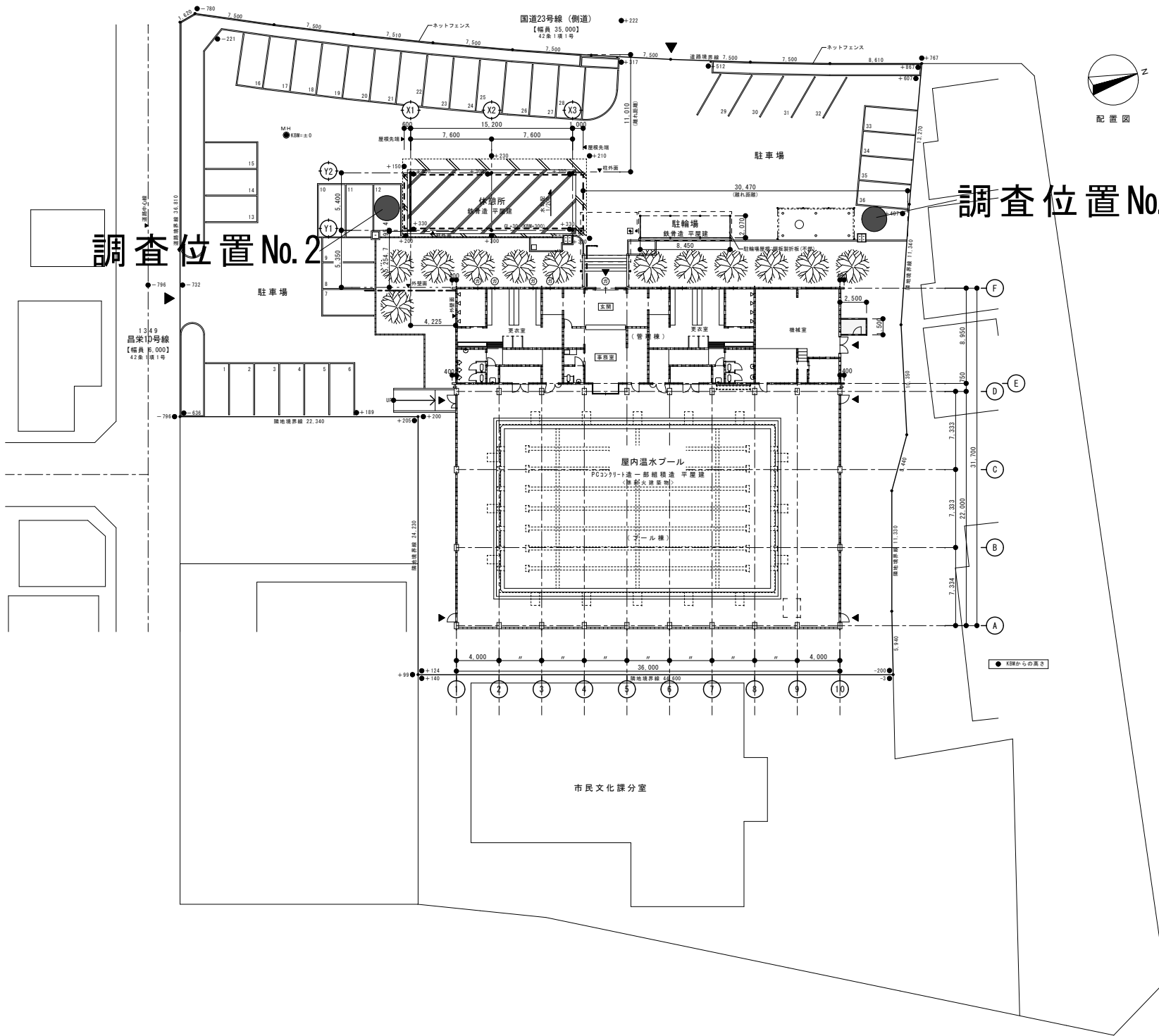
(契約解除及び損害賠償)

第14 甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。



縮尺 1 : 2500

2015100 0 10 20 30 40 50 60 70 80



業務における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等に関する特記仕様書

本業務における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等については、以下により徹底を図るものとする。

- (1) 業務の円滑な履行確保を図る観点から、業務の現場等のみならず関係する会社・事務所等も含め、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、すべての作業従事者等の健康管理に留意すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症については、特に、①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの条件（以下「三つの密」という。）が同時に重なる場では、感染を拡大するリスクが高いことから、事務所等における各種の打合せ、更衣室等における着替えや食事・休憩など、多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などにおいては、他の作業従事者と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行など、三つの密の回避や影響を緩和するための対策に万全を期すこと。
- (3) 業務等の関係者が緊急事態措置・まん延防止等重点措置を実施すべき区域から作業等に従事する必要がある場合は、受発注者で協議を行い、感染拡大防止のための適切な対応をとること。
- (4) 感染拡大防止対策を実施するために追加で費用を要する場合は、設計変更の対象とする。ただし、感染防止については、事前に監督員と協議を行い有効な手段と認められる場合に業務計画書に記載した上で履行することを前提とする。
- (5) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、「業務の一時中止や履行期間の延長」が必要な場合には、監督員と協議を行うこと。
- (6) 作業従事者等が新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者（以下「感染者等」という。）であることが判明した場合は、速やかに監督員に報告すること。また、保健所等の指導に従い、感染者等の自宅待機などの適切な措置を講じること。

なお、感染者等であることが判明した場合は、本業務のみならず、受注者が本市と契約中の全ての業務について、一時中止の措置を行う場合がある。